

平成 18 年 5 月 29 日

各 位

会社名 株式会社 クレスコ  
代表社名 代表取締役社長 岩崎 俊雄  
(コード番号 4674 東証第一部)  
問合せ先 取締役総務人事本部長 丹羽蔵王  
(TEL. 03-5769-8011)

## 定款変更（予定）のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 22 日開催予定の第 18 回定時株主総会に「定款一部変更の件」について下記のとおり付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

1. 定時株主総会開催予定日 平成 18 年 6 月 22 日

2. 定款一部変更の件の理由

(1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、定款の定めによって可能となる事項等について、以下の変更を行うものであります。

① 変更案第 27 条（取締役会の決議の省略）：取締役会をより機動的・効率的に運営するため、「会社法」第 370 条に定めるいわゆる取締役会の書面決議を可能とするものであります。

② 変更案第 31 条（取締役の責任免除）・同第 42 条（監査役の責任免除）：取締役及び監査役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たし得るようその責任を法令の限度における範囲にとどめるものとし、また社外取締役及び社外監査役にふさわしい優秀な人材の招聘を容易にするため、社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするものであります。なお、変更案第 31 条の新設につきましては、監査役会の監査役全員の一致による同意を得ております。

③ 変更案第 47 条（会計監査人の責任免除）：「会社法」の施行に伴い、会計監査人が新たに株主代表訴訟の対象とされたことから、社外取締役及び社外監査役とのバランスを考慮し、同様の責任限定契約を締結することを可能とするものであります。

④ 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

⑤ 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

⑥ 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項につきましても、条文の新設、変更、所要の文言の整備等をあわせて行うものであります。

⑦ 上記変更に伴い、条数の繰り下げ等を行うものであります。

(2) 取締役会長及び取締役社長の役割を見直し、株主総会並びに取締役会の招集権者及び議長を、現行の取締役社長から取締役会長または取締役社長に変更することに伴い、変更案第 15 条及び第 24 条とするものであります。

3. 変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(公告) 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式総数) 第 5 条 当社が発行する株式の総数は、<u>17,000,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合はこれに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(自己株式の買受け) 第 6 条 当社は、取締役会の決議により、<u>自己の株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第 7 条 当社の1単元の<u>株式の数は、100株とする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2. <u>当社は1単元未満の株式については株券を発行しない。</u></p> <p>(端株原簿への不記載) 第 8 条 当社は、<u>1株未満の端数についてはこれを端株として端株原簿に記載しない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第 9 条 単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の単元未満株式を売渡すべき旨を当社に請求することができる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2. <u>前項の請求があった場合において、当社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(公告方法) 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の<u>発行可能株式総数は、</u> 17,000,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、取締役会の決議によって<u>市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数) 第 7 条 当社の1単元の<u>株式数は、100株とする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(2. 第 8 条第 2 項へ移行)</p> <p style="text-align: center;">(削 る)</p> <p>(株券の発行) 第 8 条 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株主の売渡請求) 第 9 条 単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)</u>を当社に請求することができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 る)</p> <p>(単元未満株主の権利制限) 第 10 条 当社の単元未満株主は、<u>以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> (2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> (3) <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (4) <u>前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 10 条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会の決議において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第 11 条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、<u>公告する。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>
<p>(基準日)</p> <p>第 12 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とすることができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第 13 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使<u>することができる</u>株主とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使<u>することができる</u>株主または登録株式質権者とすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集および招集者)</p> <p>第 13 条 定時株主総会は、毎年 4 月 1 日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</p> <p>(総会の議長)</p> <p>第 14 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. 商法第 343 条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第 14 条 定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>(2. 第 15 条へ移行)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役会長または取締役社長が招集する。取締役会長または取締役社長に差支があるときまたは事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、取締役会長または取締役社長が議長となる。取締役会長または取締役社長に差支があるときまたは事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録) 第 17 条 株主総会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長および出席取締役が記名押印または電子署名する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(新 設)</p>	<p>(議事録) 第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</p> <p>2. (現行通り)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置) 第 19 条 当社は取締役会を置く。</p>
<p>(員数) 第 18 条 (条文省略)</p> <p>(選任方法) 第 19 条 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>(取締役の員数) 第 20 条 (現行通り)</p> <p>(取締役の選任) 第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>3. (現行通り)</p>
<p>(任期) 第 20 条 取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。</p> <p>2. 任期満了前に退任した取締役の補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任する取締役の任期の満了すべきときまでとする。</p>	<p>(取締役の任期) 第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第 21 条 当社は、取締役会の決議により代表取締役を定める。</p> <p>2. 取締役会の決議により取締役会長、取締役副会長、取締役社長を置くほか、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名置くことができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第 23 条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会はその決議によって取締役社長を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集および議長)  第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>3. 取締役会の招集通知は、会日から5日前までに各取締役および各監査役に対してこれを発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)  第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長が招集し、議長となる。取締役会長または取締役社長に差支があるときまたは事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。  (3.第 25 条へ移行)</p> <p>(取締役会の招集通知)  第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)  第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)  第 27 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>(取締役会の議事録)  第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(取締役会規程)  第 23 条 (条文省略)</p> <p>(報酬および退職慰労金)  第 24 条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(取締役会規程)  第 29 条 (現行通り)</p> <p>(取締役の報酬等)  第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(新 設)</p> <p>(員数) 第 25 条 (条文省略)</p> <p>(選任方法) 第 26 条 当社の監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>(任期) 第 27 条 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時をもって終了する。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了すべきときまでとする。</p> <p>(常勤監査役) 第 28 条 監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第 29 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第 31 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p>
<p>(監査役および監査役会の設置) 第 32 条 当社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数) 第 33 条 (現行通り)</p> <p>(監査役の選任) 第 34 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第 35 条 監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第 36 条 監査役会は監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第 37 条 (現行通り)</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数を持って行う。</p>	<p>(監査役および監査役会の設置) 第 32 条 当社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数) 第 33 条 (現行通り)</p> <p>(監査役の選任) 第 34 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第 35 条 監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第 36 条 監査役会は監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第 37 条 (現行通り)</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数を持って行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(監査役会の議事録)</u> 第 39 条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u>
(監査役会規程) 第 30 条 (条文省略)	(監査役会規程) 第 40 条 (現行通り)
<u>(報酬および退職慰労金)</u> 第 31 条 <u>監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u>	<u>(監査役の報酬等)</u> 第 41 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>
(新 設)	<u>(監査役の責任免除)</u> 第 42 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u>
(新 設)	2. <u>当社は社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u>
(新 設)	<u>第 6 章 会計監査人</u>
(新 設)	<u>(会計監査人の設置)</u> 第 43 条 <u>当社は会計監査人を置く。</u>
(新 設)	<u>(会計監査人の選任)</u> 第 44 条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u>
(新 設)	<u>(会計監査人の任期)</u> 第 45 条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
(新 設)	2. <u>会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第<u>6</u>章 計 算</p>	<p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p><u>第 46 条</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>(<u>会計監査人の責任免除</u>)</p> <p><u>第 47 条</u> <u>当社は、会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>第<u>7</u>章 計 算</p>
<p>(<u>営業年度</u>)</p> <p><u>第 32 条</u> <u>当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、各営業年度の末日を決算期日とする。</u></p> <p>(<u>利益配当</u>)</p> <p><u>第 33 条</u> <u>利益配当は、毎決算期における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払うものとする。</u></p> <p>(<u>中間配当</u>)</p> <p><u>第 34 条</u> <u>当社は取締役会の決議をもって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第 293 条ノ 5 に定める金銭の分配（以下中間配当という。）を行うことができる。</u></p>	<p>(<u>事業年度</u>)</p> <p><u>第 48 条</u> <u>当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</u></p> <p>(<u>期末配当金</u>)</p> <p><u>第 49 条</u> <u>当社は株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u></p> <p>(<u>中間配当金</u>)</p> <p><u>第 50 条</u> <u>当社は取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u></p>
<p>(<u>利益配当金等の除斥期間</u>)</p> <p><u>第 35 条</u> <u>利益配当金及び中間配当金が支払い確定の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2. 未払いの利益配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p> <p>附 則</p> <p><u>第 1 条</u> <u>第 27 条の規定にかかわらず平成 15 年 6 月開催の定時株主総会終結前に在任する監査役の任期は従前の任期とする。なお、本条はこれに該当する全ての監査役の任期到来後これを削除する。</u></p>	<p>(<u>期末配当金等の除斥期間</u>)</p> <p><u>第 51 条</u> <u>期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p> <p>(削 る)</p>